

【2026（令和8）年5月1日現在データ】

経営系専門職大学院基準に関する基礎要件データ

（表8～表12、表14、表15） 事業構想大学院大学 事業構想研究科 事業構想専攻

○ 本データ集について

- ・ 本データ集は、評価対象となる事項のうち、主に法令等の基礎要件に係るものの状況を表すためのものです。基礎要件の具体的な内容は、表ごとに示しています。
- ・ 本データ集で示す内容については、原則として点検・評価報告書への記載は不要です。ただし、一部の表については、関連する評価の視点において本表の内容を踏まえて、取組みの適切性や妥当性を点検・評価し、報告書へ記載する必要があります。したがって、表の下に＊で関連する評価の視点が示されている場合には、点検・評価報告書にて上述のような内容を説明してください。なお、その際に、本表の内容を点検・評価報告書に転記する必要はありません（点検・評価報告書において基礎要件データ参照と記載することは可能です）。

2 教育課程・学習成果、学生

項目：学生の受け入れ

表 8：定員管理〔大学院設置基準第 10 条〕

基礎要件		大学記載欄				
定員を適正に管理していること	入学定員に対する 入学者数	入学定員	2023（令和 5）年 度	2024（令和 6）年 度	2025（令和 7）年 度	2026（令和 8）年 度
		2026（令和 8）年度 120 名				
		2025（令和 7）年度 140 名	136 名 (113.33%)	151 名 (125.83%)	123 名 (87.86%)	春入学 135 名 秋入学 8 名 合 計 143 名 (119.17%)
		2024（令和 6）年度以前 120 名				
	入学志願者数		159 名	172 名	144 名	春入学 153 名 秋入学 8 名 合 計 161 名
	合格者数		143 名	156 名	131 名	春入学 143 名 秋入学 8 名 合 計 151 名
	学生収容定員に対 する在籍学生数	学生収容定員	2023(令和 5)年度	2024(令和 6)年度	2025(令和 7)年度	2026(令和 8)年度
		2026(令和 8)年度 260 名	274 名 (114.17%)	283 名 (117.92%)	267 名 (102.69%)	269 名 (103.46%)

		2025(令和 7)年度 260 名				
		2024(令和 6)年度以前 240 名				

* 関連する評価の視点 2-19

- [注] 1 各年度とも、5月1日時点の数を記載しています。2026（令和8）年度は秋入学（2026年9月入学）を実施しているため、入学者数、入学志願者数及び合格者数を春入学・秋入学に分けて記載したうえで合計欄を設けています。秋入学の入学定員は、春入学と合わせた入学定員120名の内数です。
- 2 割合は小数点以下第3位を四捨五入して小数点第2位まで表示しています（2023～2025年度の割合も同基準で再計算）。
- 3 入学定員は、2025（令和7）年度に120名から140名へ増員し、2026（令和8）年度に120名へ変更しています（学則変更）。2026（令和8）年度の学生収容定員は260名（1年次120名、2年次140名）です。
- 4 2026（令和8）年度の在籍学生数（269名）は5月1日現在の数であり、同年9月の秋入学者（8名）は含みません。

3 教員・教員組織

項目：教育にふさわしい教員の配置

表 9：専任教員数〔専門職大学院設置基準第 4 条、平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 1 条〕

基礎要件	大学記載欄		
法令上必要とされる人数 の専任教員が配置されて いること	専任教員数	法令上の必要最低専任教員数	現在の専任教員数
		17	22

表 10：教授の割合〔平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 1 条〕

基礎要件	大学記載欄			
法令上必要とされる専任 教員数の半数以上が教授 で構成されていること	教授数	法令上の必要最低専任教員数 (A)	現在の教授数 (B)	法令上の必要最低専任教員数 に占める教授数の割合
		17	18	105.9%

表 11：実務家教員〔平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 2 条〕

基礎要件	大学記載欄			
専任教員に占める実務家 教員の割合がおおむね 3 割以上であること	実務家教員数	法令上の必要最低専任教員数 (A)	現在の実務家教員数 (B)	法令上の必要最低専任教員数 に占める実務家教員数の割合
		17	13	76.5%
実務家教員は、いずれも 5 年以上の実務経験を有す るとともに、高度の実務能 力を有すること	実務の経験及び能力	5 年以上の実務経験	「確認済み」	
		高度の実務能力	「確認済み」	

表 12：みなし専任教員〔平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 2 条〕

基礎要件	大学記載欄		
実務家教員のなかに「みなし専任教員」を置く場合には、その人数及び担当授業科目の単位数が法令上の規定に則したものであること	みなし専任教員の人数 及び担当授業科目の単位数	みなし専任教員数	みなし専任教員の担当授業科目の単位数
		2 名	10 単位 8 単位
「みなし専任教員」は教育課程の編成その他組織の運営について責任を担っていること	みなし専任教員の責任	教授会、代議員会への出席、入試面接の担当、委員会の分担	

表 14：専任教員の年齢構成〔大学院設置基準第 8 条〕

基礎要件	大学記載欄							
	職位	70 歳以上	60～69 歳	50～59 歳	40～49 歳	30～39 歳	29 歳以下	計
教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏っていないこと	教授	5 (28%)	6 (33%)	7 (39%)	0	0	0	18
	准教授			1 (33%)	1 (33%)	1 (33%)		3
	講師							
	助教				1 (100%)			1
	計	5	6	8	2	1	0	22

＊関連する評価の視点 3-4

〔注〕年齢は 2026（令和 8）年 5 月 1 日現在の満年齢。割合は各職位の計に対する比率（小数点以下四捨五入）。

表 15：専任（兼務）教員〔専門職大学院設置基準第 5 条、平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 1 条〕

基礎要件	大学記載欄				
専任教員のなかに当該専門職大学院以外の学部又は研究科においても基幹教員等として取り扱われる（ダブルカウントされる）者がいる場合には、その人数及び期間が法令上の規定に則したものであること	専任（兼務）教員	当該専門職大学院以外（他の学部又は研究科）においても基幹教員等として取り扱われている者の氏名	学部	修士／博士前期／ 他の専門職学位課程	博士後期
		該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

〔注〕2026（令和 8）年 5 月 1 日現在、該当者なし（当初提出時から変更なし）。